

川崎市内の中小貨物運送事業者を対象に支援金を交付します！

～ 川崎市貨物運送事業者燃料価格高騰等対策事業 ～



燃料価格の高騰等の影響など厳しい社会経済環境の中でも、地域経済や市民生活に重要な物流を支える市内中小貨物自動車運送事業者の経営の安定化を図ることを目的とし、市内中小貨物運送事業者の皆様を支援します。



○ 交付対象者 ※裏面もご覧ください。

以下の要件を、**全て満たす事業者**が交付対象となります。

- (1) **中小貨物運送事業者(※)**であること。
- (2) **市内に営業所**を有していること。※トラック等の車検証に記載の住所が市内であること
- (3) 令和6年4月1日時点において事業を実施しており、申請日時点において引き続き事業継続の意向がある事業者であること。
- (4) 川崎市税（法人にあっては法人市民税を、個人にあっては個人市民税をいう。）の納税義務者であること。
- (5) 川崎市税等の滞納がないこと。
- (6) 事業を営むに当たり関連する法令及び条例等を遵守していること。

※ 資本金の額若しくは出資の総額が3億円以下又は常時使用する従業員の数が300人以下であって、**一般貨物自動車運送事業又は特定貨物自動車運送事業**の許可を受けた法人又は個人。

※ **貨物軽自動車運送事業は対象外となります。**



○ 交付額

1事業者あたり **10万円** ※車両台数等に関わらず

○ 申請受付期間



令和7(2025)年11月4日(火)～令和8(2026)年1月30日(金)

※先着順。予算上限に達した場合、期間に関わらず受付を終了します。

○ 申請方法



※利用者登録が必要です。

オンライン手続きかわさき (e-KAWASAKI)

<https://lgpos.task-asp.net/cu/141305/ea/residents/procedures/apply/100f9ac7-87a1-4964-ad32-9a1e5829834e/start>

申請用ページ



提出書類

○申請時

- (1) 一般貨物自動車運送事業又は特定貨物自動車運送事業の許可書の写し
- (2) 自動車検査証記録事項の写し

○交付決定後

- (3) 請求書
- (4) 口座情報がわかるもの（通帳の写し、インターネットバンキングの画面等）



○詳細については、川崎市ホームページをご覧ください。

<https://www.city.kawasaki.jp/280/page/0000180870.html>

川崎市 貨物運送 支援金

検索

詳細ページ



本支援金は「物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金」を活用した事業です。

○ 支援金交付申請者確認チャート

貨物自動車運送事業者ですか？

令和6年4月1日時点において、貨物自動車運送事業法に基づく一般/特定貨物自動車運送事業の実施に必要な許可等を受けた上で、事業を行っている。

※貨物軽自動車運送事業は対象外

いいえ

はい

中小の事業者ですか？

(資本金3億円以下若しくは従業員300人以下の法人、または個人事業主)

※みなし大企業は対象外

いいえ

はい

川崎市内に営業所※がありますか？

※一般/特定貨物自動車運送事業を行うための自動車を有する事業所

いいえ

はい

令和6年4月1日より前から事業を継続しており、今後も継続する意向はありますか？

いいえ

はい

法人または個人事業主単位で支援金の申請が可能です

※営業所単位での申請はできません

交付対象外

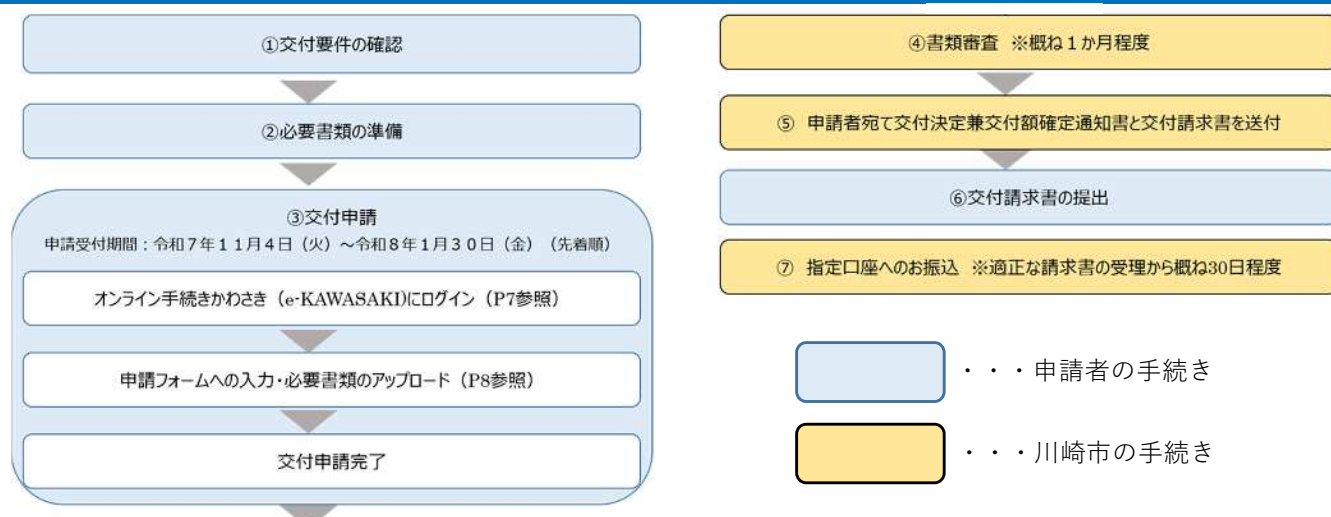
○ 交付の対象外

- (1) 申請年度において本支援金の交付を受けた者
- (2) 法令、条例、川崎市補助金等の交付に関する規則、この要綱又はこれらに基づき市長が行った指示に反する行為を行っている者
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に規定する暴力団、法第2条第6号に規定する暴力団員に該当するもの。また、法人にあっては、代表者又は役員の中に暴力団員に該当する者。法人格を持たない団体にあっては、法人の役員と同等の責任を有する者が暴力団員に該当する者
- (4) 公序良俗に反する等の市長が適当でないと認める者
- (5) 政治団体
- (6) 宗教上の組織又は団体
- (7) みなし大企業(※)に該当する者

※みなし大企業...次の①～③のいずれかに該当する中小企業者を指す。

- ①発行済株式の総数又は出資金額の総額の2分の1以上を同一の大企業（中小企業基本法に規定する中小企業者以外の者であって、事業を営む者をいう。以下同じ。）が所有又は出資している事業者
- ②発行済株式の総数又は出資金額の総額の3分の2以上を大企業が所有又は出資している事業者
- ③大企業の役員又は職員を兼ねている者が、役員総数の2分の1以上を占めている事業者

○ 申請から交付までの流れ



○お問合せ先

経済労働局経営支援部経営支援課 受付時間 9:00～17:00(土日祝・年末年始を除く)

TEL：044-200-2326 mail：28keiei@city.kawasaki.jp